

令和 6 事業年度

独立行政法人国際協力機構 一般勘定

事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

目次

1.	法人の長によるメッセージ	1
2.	法人の目的、業務内容	3
(1)	目的	3
(2)	業務内容	3
3.	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4.	中期目標	6
(1)	概要	6
(2)	一定の事業等のまとまりごとの目標	6
5.	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
(1)	持続可能な社会の実現に向けた取り組み	10
(2)	多様なパートナーとの協働・共創	10
6.	中期計画及び年度計画	12
7.	持続的に適切なサービスを提供するための源泉	14
(1)	コーポレートガバナンスの状況	14
(2)	役員等の状況	16
(3)	職員の状況	19
(4)	重要な施設等の整備等の状況	19
(5)	純資産の状況	19
(6)	財源の状況	20
(7)	環境社会配慮等の状況	20
(8)	法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	22
(9)	サステナビリティに関する方針及び取組の概要	27
8.	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	32
(1)	コンプライアンス	32
(2)	リスク管理	32
(3)	金融リスク管理	32
(4)	事業の安全を確保する取り組み	34
9.	業績の適正な評価の前提情報	36
10.	業務の成果と使用した資源との対比	37
(1)	当事業年度の主な業務成果・業務実績	37
(2)	自己評価	37
(3)	主務大臣による過年度の総合評価の状況	38
11.	予算と決算との対比	39
12.	財務諸表	40
(1)	貸借対照表	40
(2)	行政コスト計算書	40
(3)	損益計算書	41
(4)	純資産変動計算書	41
(5)	キャッシュ・フロー計算書	42

13.	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	43
(1)	貸借対照表	43
(2)	行政コスト計算書	43
(3)	損益計算書	43
(4)	純資産変動計算書	43
(5)	キャッシュ・フロー計算書	43
14.	内部統制の運用に関する情報	45
15.	法人の基本情報	46
(1)	沿革	46
(2)	設立根拠法	46
(3)	主務大臣	46
(4)	組織図（令和 7 年 3 月 31 日現在）	47
(5)	事務所の所在地（令和 7 年 3 月 31 日現在）	48
(6)	関連公益法人等の情報	50
(7)	主要な財務データの経年比較	50
(8)	翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画	51
16.	参考情報	54
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	54
(2)	その他公表資料との関係の説明	55
	(別添) 関連公益法人等の情報	57

1. 法人の長によるメッセージ

2024 年は、日本がコロンボ・プランに加盟し、政府開発援助（ODA）を開始してから 70 周年を迎えた特別な年です。この節目の年において、国際協力機構（JICA）は、2023 年 6 月に改定された開発協力大綱の指導理念である「人間の安全保障」の理念に基づき、開発途上国の社会課題を解決し、質の高い成長を通じた持続可能な世界の実現に向け、事業を展開しました。なお 2024 年度は第 5 期中期目標期間（2022～2026 年度）3 年目です。国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増す中、所期の目標を上回る成果を達成いたしました。



まず、ウクライナにおける大規模な支援、ガザ地区への人道支援を引き続き実施しました。ウクライナにおいては、2023 年 3 月に開始した「緊急復旧・復興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動を本格化し、インフラの復旧・復興計画の策定支援を行うとともに、特定された優先緊急復旧事業の実施を支援することで、ウクライナ側の緊急的なニーズに寄り添い、必要な機材等を迅速に供与しました。ガザ地区では、「災害医療情報マネジメント」により人道危機に直面するパレスチナ・ガザの緊急医療支援に貢献しました。2025 年 3 月にミャンマーで発生した地震に対しては、緊急支援・人道支援を直ちに開始し、現地の緊急人道支援ニーズの把握等を目的に調査チームや緊急援助隊医療チームを迅速に派遣しました。

また、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に貢献する様々な取り組みを行いました。具体的には、ASEAN 地域でのフードバリューチェーン振興を通じた連結性の強化を目的とした技術協力プロジェクトや、インド洋から東南アジアにおけるシーレーン沿岸国の海上保安能力の向上に貢献することを目的とした調査等を実施いたしました。

さらに、2024 年の第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）、2025 年に予定されている TICAD9 や大阪・関西万博に関連した主要なイベントに貢献し、G7・G20、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）などにおける日本政府の公約に大きく貢献しました。

加えて、GX・DX の推進、防災・減災の推進など、日本政府が掲げる重要政策に大きく貢献しました。例えば、インドにおける森林に関連するデータの蓄積・交換・分析を促進するプラットフォームの整備を推進する取組は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第 29 回締約国会議（COP29）において参加者からデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）×グリーン・トランスフォーメーション（GX：Green Transformation）の先駆的な好事例であるとの評価を得ました。

私たちは、新たな開発協力大綱に基づき、民間連携・民間資金動員の促進、草の根技術協力など、国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携を強化しました。また、柔軟で効率的な財務の実現を目指し、関係省庁とともに機構法の改正に取り組みました。

フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」における調達手続の秘密情報漏洩事案を受けて検証委員会を2024年11月に設置し、同委員会の報告を踏まえ、再発防止策を強化していくこととしました。

JICAへの期待が高まる中、私たちは透明性の確保、説明責任の徹底、成果の発信を行い、人間の安全保障の実現、国際秩序の維持、世界の日本に対する信頼の向上に貢献し、「信頼で世界をつなぐ」というJICAのビジョンを実現していきたいと思います。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）¹に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 業務内容

① 日本が国際協力に取り組む意義

現在、国際社会は歴史的な転換期にあります。世界の地政学的競争が激化し、また、武力の行使による一方的な現状変化の試みなど、国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序や多国間主義は重大な挑戦にさらされ、国際社会の分断のリスクは深刻化しています。また、気候変動はより具体的な問題として認識され、加えて、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、経済成長の減速と国内外の経済格差などの危機が複合的に発生しています。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱で示されているとおり、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定等の国際的な目標の達成が危ぶまれる今こそ、日本は、平和国家、責任ある主要国として、「人間の安全保障」の理念に基づき、国際協力を牽引することが求められています。

日本は、1954 年にコロンボ・プランに加盟して以降、70 年にわたり、国際社会の平和と繁栄や地球規模課題の解決のために国際協力に取り組んできました。日本自身が戦後の復興期には国際社会の支援を受け、復興と経済成長を果たしてきた経験もあり、その過程で得た知見も生かした特徴的な国際協力を実現してきました。こうした日本の着実な取り組みによって多くの国々との信頼と絆が深まりました。2011 年の東日本大震災に際しては約 210 の国・地域・国際機関等からの支援が届けられました。2024 年 1 月の能登半島地震の後にも、約 220 の国・地域・国際機関からお見舞いメッセージ等が寄せられています。

今日の複合的危機の時代に日本のみで様々な諸課題に対処することは難しく、国際社会と共に協力し、開発途上国の開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、責任ある主要国としての責務でもあります。さらに、国際協力が目的を果たす上でいかなる効果を上げたかという点も意識し、世界と日本にとって望ましい国際環境を創出していくために、国際協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくことが求められています。

② 日本の ODA の中核を担う JICA

開発途上国の社会・経済の開発および復興・安定に寄与するため、政府をはじめ国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が国際協力を行っています。これらの国際協力のうち、政府または政府実施機関が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助（ODA）といいます。

2023 年 6 月に改定された開発協力大綱では、「人間の安全保障」がわが国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けられました。また、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」を継承しつつ、「共創を実現するための連帯」も強調されています。開発途上国を「対等なパートナー」と捉えることは従来からの日本の特徴ですが、共助と共創で新たな価値をつくり、日本と開発途上国、

¹ 令和 7 年 4 月 17 日付で改正

双方向で社会課題の解決策や社会的価値を環流する協力関係に向け新たな段階へと進んでいく決意を表しています。

当法人は、日本の二国間 ODA の中核を担う実施機関であり、「人間の安全保障」の実現に向け、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを目指し、事業を推進しています。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間 ODA の主たる手法である「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」²に加え、「市民参加協力」「国際緊急援助」「研究活動」「民間連携」などのさまざまな協力メニューを活用し、世界各地の 96 カ所に設置する海外拠点窓口として、世界約 140 の国・地域で事業を展開しています。

また、開発途上国と日本の地域の結節点として、日本国内の各地域に 15 カ所の国内拠点³を設置しています。日本国内の各地域の特性や強みを生かして国際協力を推進するとともに、開発途上国から得られた知見や経験を日本の地域の発展にもつなげる取組や、日本国内で生活する外国人との多文化共生の取組を進めています。

開発途上国との対話・協働の場において、日本の民間企業や市民社会、地方自治体、大学・研究機関などのさまざまなアクターと連携し、互いの強みを生かして開発効果を最大化し、開発途上国の課題解決と同時に、国内の課題解決や経済成長にもつなげていきます。



² 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

³ 2025 年 3 月 31 日現在

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

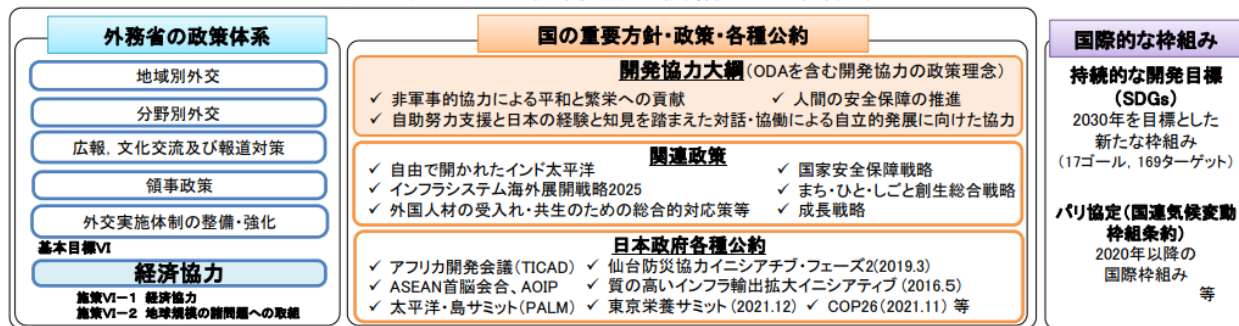
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、2023年6月に改訂された開発協力大綱でも示されているとおり、複合的危機を克服し、地球規模の課題に対応し、人間の安全保障を守るために、価値観の相違や利害の衝突等を乗り越えて協力することがかつてないほど求められ、開発協力の重要性が高まっています。

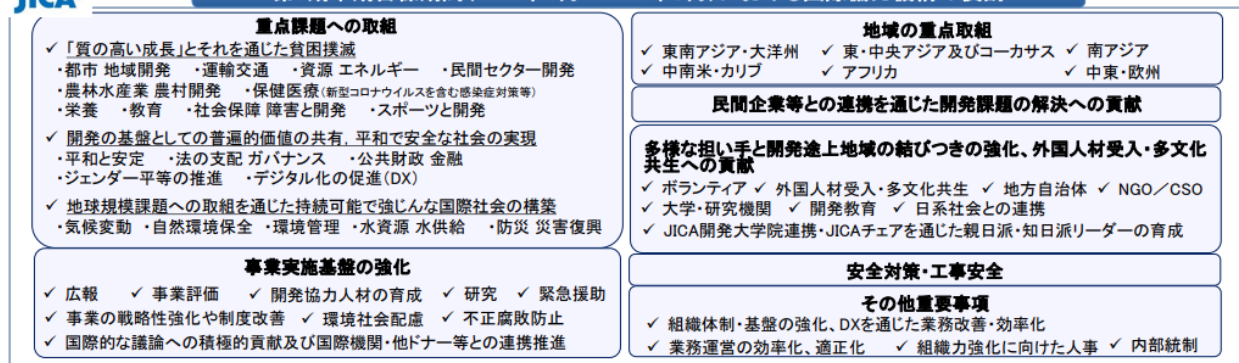
外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、その目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待されます。

（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標⁴）

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



第5期中期目標期間（2022年4月～2027年3月）における国際協力機構の役割



開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益を確保

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。令和4年度より開始した当法人の第5期中期目標（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、[当法人の中期目標](#)をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

○ 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 都市・地域開発
- 運輸交通
- 資源・エネルギー
- 民間セクター開発
- 農林水産業・農村開発

○ 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 保健医療
- 栄養
- 教育
- 社会保障・障害と開発
- スポーツと開発

○ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保

された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

- 平和と安定
- 法の支配・ガバナンス
- 公共財政・金融
- ジェンダー平等の推進
- デジタル化の推進（DX）

○ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

- 気候変動
- 自然環境保全
- 環境管理
- 水資源・水供給
- 防災・災害復興

○ 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

- 東南アジア・大洋州地域
- 東・中央アジア及びコーカサス地域
- 南アジア地域
- 中南米・カリブ地域
- アフリカ地域
- 中東・欧州地域

○ JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大学院連携や「JICA 日本研究講座 設立支援事業（JICA チェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発

途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

○ 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

○ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

国内の多様な担い手や JICA 海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を集めつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、以下に示すとおり、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

- JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
- 外国人材受入・多文化共生
- 地方自治体との連携
- NGO/CSO との連携
- 大学・研究機関との連携
- 開発教育
- 日系社会との連携

○ 事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

- 広報
- 事業評価
- 開発協力人材の育成
- 研究
- 緊急援助
- 事業の戦略性強化や制度改善
- 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携促進

- 環境社会配慮
- 不正腐敗防止

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は2021年度に、SDGsの切り口であるProsperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）に沿った20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化しています。日本の国内や国際社会の多様なパートナーと共にこの課題別事業戦略に取り組むことで、開発途上国と日本社会双方のSDGsの達成に貢献していきます。

(1) 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

近年世界では、気候変動、感染症の蔓延、頻発する紛争など、多くの生命が脅かされる深刻な問題が同時多発的に発生しており、特に開発途上国の弱い立場の人々が深刻な影響を受けています。これらの困難に直面し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれるなか、国際社会が多様な力を結集して、持続可能な世界の実現に取り組んでいくことがより一層、重要になっています。

当法人は、2023年6月に改定された開発協力大綱の中で指導理念に位置付けられた「人間の安全保障」の実現に向け、質の高い成長、平和と安定・法の支配、地球規模課題の重点政策に取り組み、幅広いパートナーと共にSDGsの達成に貢献すべく、20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定しています。

(2) 多様なパートナーとの協働・共創

世界が直面する課題が複雑さを増し、SDGsの達成に向けた取り組みを加速していくことが求められるなか、民間企業、研究機関、市民団体などの幅広いパートナーと力を合わせて、地球規模課題の解決策を共創する必要性が高まっています。

当法人は中長期的な課題や目標に多様なパートナーと共に取り組む場としてのプラットフォームを構築もしくはそれに参加し、知識やアイデア、人材などさまざまなリソースを結集して持続可能な社会の共創を目指します。また、資金の動員や民間企業によるビジネスを通じた地球規模課題への取り組みを促進する環境も整備することで、共創の「うねり」を広げていきます。

インパクトの最大化に向けたJICAの役割



6. 中期計画及び年度計画

当法人は、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための中期計画と同計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と令和 6 年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2024 年度（令和 6 年度）計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	都市・地域開発
イ	運輸交通
ウ	資源・エネルギー
エ	民間セクター開発
オ	農林水産業・農村開発
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅／複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導）	
ア	保健医療
イ	栄養
ウ	教育
エ	社会保障・障害と開発
オ	スポーツと開発
(3) 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化	
ア	平和と安定
イ	法の支配・ガバナンス
ウ	公共財政・金融
エ	ジェンダー平等の推進
オ	デジタル化の促進（DX）
(4) 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的な取組の主導	
ア	気候変動
イ	自然環境保全
ウ	環境管理
エ	水資源・水供給
オ	防災・災害復興
(5) 地域の重点取組	
ア	東南アジア・大洋州地域
イ	東・中央アジア及びコーカサス地域
ウ	南アジア地域
エ	中南米・カリブ地域
オ	アフリカ地域
カ	中東・欧州地域
(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献	
ア	JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
イ	外国人材受入・多文化共生
ウ	地方自治体との連携
エ	NGO/CSO との連携
オ	大学・研究機関との連携

カ	開発教育
キ	日系社会との連携
(9)	事業実施基盤の強化
ア	広報
イ	事業評価
ウ	開発協力人材の育成
エ	研究
オ	緊急援助
カ	事業の戦略性強化や制度改善
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
ク	環境社会配慮
ケ	不正腐敗防止
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化
(2)	業務運営の効率化、適正化
ア	経費
イ	人件費
ウ	保有資産
エ	調達
3. 財務内容の改善に関する事項	
4. 安全対策・工事安全に関する事項	
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1)	内部統制
ア	内部統制の整備及び運用
イ	組織運営に係るリスクの評価と対応
ウ	内部監査の実施
エ	機構内及び外部からの情報伝達体制の確保
オ	情報セキュリティへの対応
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
7. 短期借入金の限度額	
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	施設及び設備に関する計画
(2)	組織力強化に向けた人事
(3)	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
(4)	中期目標期間を超える債務負担
	—

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

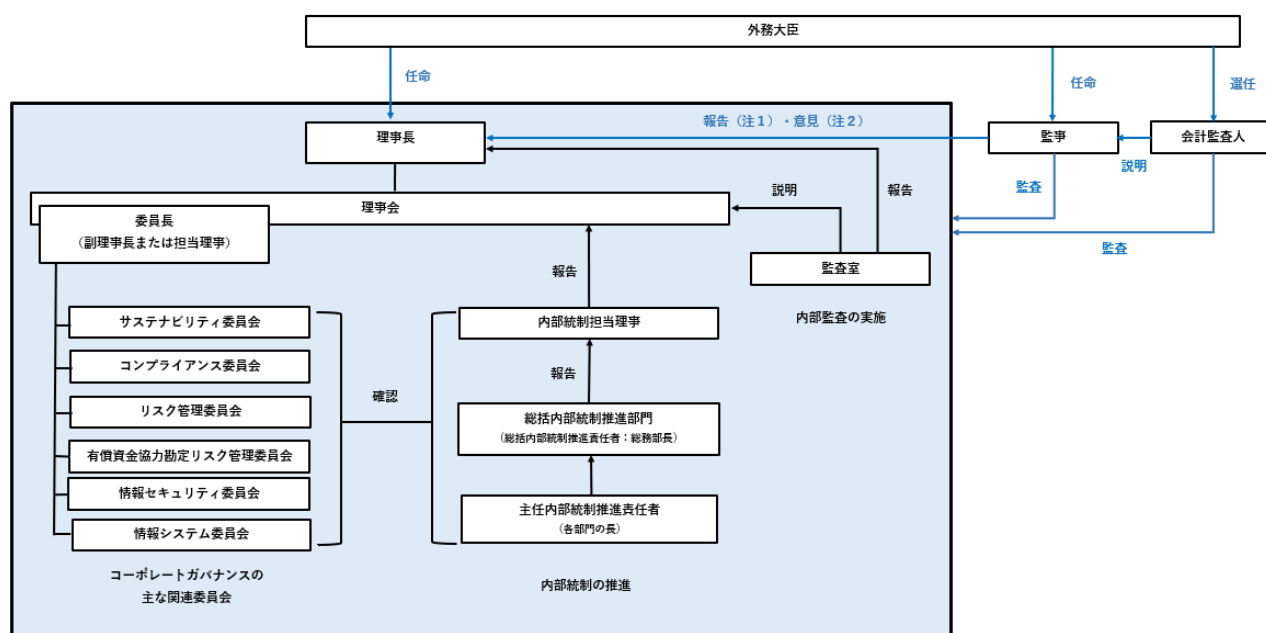
① 内部統制

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令などを遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進すべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を構築し、内部統制に関する規程の整備、内部統制推進状況のモニタリング、内部統制上の重要事項の取りまとめと理事会報告等を行っています。

また、監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

このほか、内部統制の取り組み方針は「JICA における内部統制」として取りまとめて公開し、また組織内では毎年内部統制に係る研修等を通じて内部統制に関する意識の向上と取り組みの強化に努めています。



注1：監査報告は理事長を経由して外務大臣に提出される

注2：外務大臣にも意見を提出することができる

② 情報セキュリティ・個人情報保護

当法人では、情報セキュリティと個人情報保護に係る規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年度版）を踏まえて内部規程を定め、対策を推進しています。また、次期の情報システム基盤や情報通信網の整備に向けて、サイバー攻撃などのリスクへの対策を強化しています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）の改正および統一基準群の改正に伴い、内部規程を改正しました。

情報セキュリティや個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員など向けの訓練や研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム（CSIRT）の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

[関連情報 JICA ウェブサイト > 個人情報保護制度](#)

③ 情報公開

当法人では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICA ウェブサイトなどで、組織や業務、財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

④ 組織・業務運営の改善への取り組み

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2024年度は、国内外の情勢変化もふまえ、96の海外拠点の体制等強化を組織的に推進することを目的として、総務部にグローバル拠点戦略課を新たに設置しました。また、海外投融資の事業拡大への対応のため、同事業の案件形成等を担う民間連携事業部における課の新設や、貸付・出資・回収等業務を担う管理部における海外投融資専担課の設置による体制整備を図りました。さらに、近年進めている調達及び派遣関連業務の効率化等改革の成果を踏まえ、同業務を担う国際協力調達部（前 調達・派遣業務部）において課の統廃合を含む体制整備を行いました。

業務運営の効率化・適正化

当法人は、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(2025 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中明彦	自 2022 年 4 月 1 日 至 2027 年 3 月 31 日		1984 年 4 月 東京大学教養学部助教授 2009 年 4 月 東京大学副学長 2012 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 理事長 2015 年 10 月 東京大学東洋文化研究所教授 2017 年 4 月 政策研究大学院大学長
副理事長	宮崎桂	自 2024 年 5 月 23 日 至 2028 年 5 月 22 日		1992 年 1 月 国際協力事業団採用 2020 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 ガバナンス平和構築部長 2022 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 理事
理事 (常勤)	井本佐智子	自 2021 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日 (再任)	東・中央アジア部 中南米部 人間開発部 経済開発部	1993 年 4 月 国際協力事業団採用 2020 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 広報室長
理事 (常勤)	安藤直樹	自 2022 年 10 月 1 日 至 2026 年 9 月 30 日 (再任)	アフリカ部 ガバナンス・平和 構築部 資金協力業務部 国際緊急援助隊事 務局 企画部業務の支援	1987 年 4 月 国際協力事業団採用 2020 年 5 月 独立行政法人国際協力機構 企画部長

理事 (常勤)	大場雄一	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	総務部（金融リスク管理担当特命審議役が掌理する事務を除く。） 情報システム部（情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事務を除く。） 広報部 人事部（労務及び福利厚生並びに人材養成確保を除く。） 企画部	1993 年 4 月 建設省入省（後に外務省に転籍） 2021 年 9 月 在タイ日本国大使館 次席公使・国連 ESCAP 常駐代表
理事 (常勤)	川村謙一	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	社会基盤部 地球環境部 インフラ技術業務部	1990 年 4 月 建設省入省 2021 年 7 月 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長 兼 内閣官房 水循環政策本部事務局参事官
理事 (常勤)	廿枝幹雄	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	東南アジア・大洋州部 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援	1988 年 4 月 海外経済協力基金採用 2020 年 9 月 独立行政法人国際協力機構 東南アジア・大洋州部長 2022 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 上級審議役
理事 (常勤)	八原正夫	自 2023 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日	総務部のうち金融リスク管理特命審議役が掌理する事務 財務部 管理部 審査部 評価部	1992 年 4 月 大蔵省入省 2020 年 11 月 経済協力開発機構金融企業局金融調査・域外国支援室長
理事 (常勤)	原昌平	自 2024 年 5 月 23 日 至 2026 年 9 月 30 日 (再任)	情報システム部のうち情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事務 南アジア部 中東・欧州部 企画部業務の支援	1989 年 4 月 海外経済協力基金採用 2022 年 10 月 独立行政法人国際協力機構 企画部長

理事 (常勤)	小林広幸	自 2024 年 12 月 1 日 至 2026 年 11 月 30 日	安全管理部 人事部のうち労務 及び福利厚生並び に人材養成確保 国内事業部 国際協力調達部 青年海外協力隊事 務局	1996 年 1 月 国際協力事業団採用 2022 年 12 月 独立行政法人国際協力機構 人事部長
監事 (常勤)	佐野景子	自 2022 年 7 月 1 日 至 ※参照		1996 年 1 月 国際協力事業団採用 2021 年 2 月 独立行政法人国際協力機構 経済開発部長
監事 (常勤)	関口典子	自 2022 年 7 月 1 日 至 ※参照		1994 年 3 月 公認会計士登録 2010 年 11 月 関口典子公認会計士事務所 代表
監事 (非常勤)	赤羽貴	自 2022 年 12 月 1 日 至 ※参照		1989 年 4 月 弁護士登録、アンダーソ ン・毛利・ラビノウィッツ 法律事務所入所 1999 年 10 月 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 パートナー

なお、独立行政法人国際協力機構法第 7 条に基づく役員の定数並びに同法第 9 条及び独立行政法人通則法第 21 条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1 人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1 人	4 年
理事	8 人以内	2 年
監事	3 人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人及び連結対象とした特定関連会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ54百万円及び309百万円です。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末において2,011人（前期末比32人増加）であり、平均年齢は44.13歳（前期末43.86歳）となっています。このうち、国等からの出向者は26人、令和7年3月31日退職者は58人です。

女性管理職割合、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率など、女性活躍推進法や育児・介護休業法に基づき公表している指標については（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉で記載しております。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度中に完成した主要施設等

なし

② 当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度中に処分した主要施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	61,152	-	-	61,152
資本金合計	61,152	-	-	61,152

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額5,272百万円は、事業継続計画に係る経費等の支出及び止むを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務等に充てるため、令和4年6月30日付にて主務大臣から承認を受けた65,603百万円のうち5,272百万円について取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金収入	167,141	58.6%
無償資金協力事業資金収入	113,493	39.8%
施設整備費補助金等収入	2,052	0.7%
事業収入	1,790	0.6%
受託収入	231	0.1%
寄附金収入	72	0.0%
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	338	0.1%
合計	285,117	100.0%

② 自己収入に関する説明

当法人の受託事業では、外務大臣が適当と認める場合、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行っており、231 百万円の自己収入を得ています。

(7) 環境社会配慮等の状況

① ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント

当法人は、協力事業が自然・社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に則し、環境社会配慮の支援と確認を行っています。

事業実施に際しては、ガイドラインに基づき、事業が環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れられないような影響をもたらないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。また、現地住民からの異議を受け付け、ガイドライン不遵守の恐れがある場合に対応するため、調査や調整を行う異議申立制度を整備しています。

2022 年 1 月にガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、早期の事業計画の情報発信・対話を促進し、開発効果のより迅速な発現のため、環境アセスメント報告書の公開要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮プロセスへの適切な参加が確保されるよう、取り組み指針を拡充しています。

ガイドラインの改正に併せ、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、利便性の向上などの観点から改正を行いました。

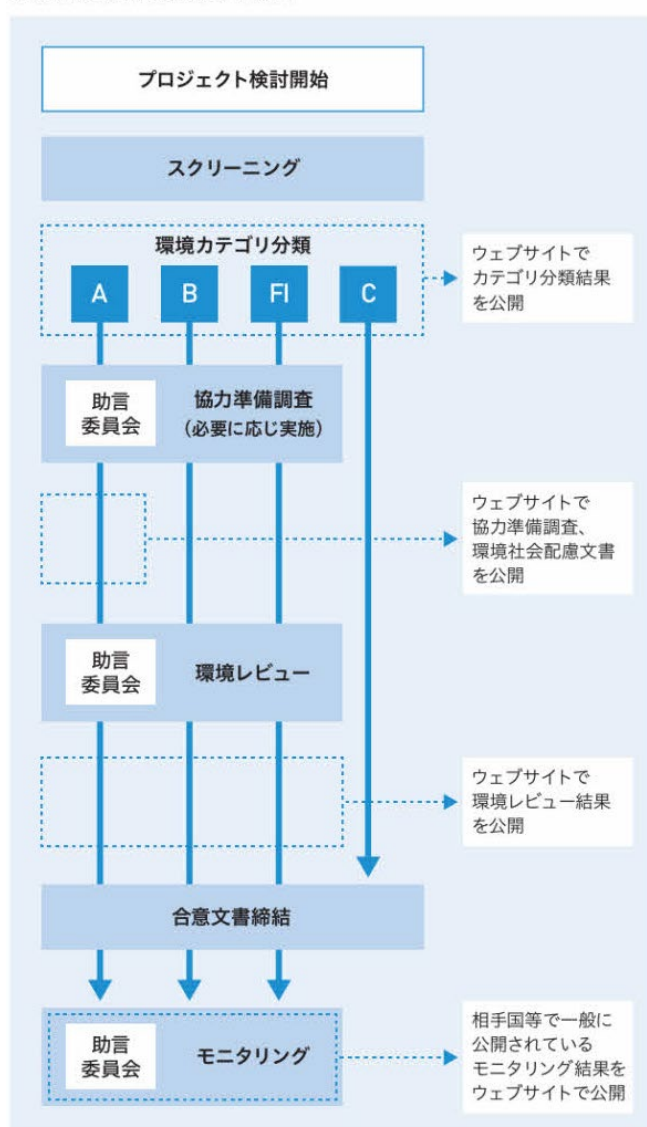
② 環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

環境社会配慮のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて 4 つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の 3 つから成ります。

各プロセスにおいて、説明責任と多様なステークホルダーの参加確保のため、相手国などの協力のもと積極的に情報公開を行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任の確保のため、同助言委員会の議事録等を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

① 「信頼で世界をつなぐ」ために

当法人のビジョン「信頼で世界をつなぐ」を実践するため、「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」という 5 つのアクションに共感し、それらを体現する人材の育成を人事制度の中心に据えています。その上で、次に掲げる 3 つの側面を柱として、さまざまな取り組みを行っています。

1 つ目の「ダイバーシティを体現する人材」という側面では、世界中の国・地域で、さまざまな分野・形態にわたる協力事業を展開する JICA 自身が多様性を持ち、それを尊ぶ組織であるために、あらゆる職員が生き生きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。2 つ目の「学びと挑戦による成長支援」という側面では、時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するために、JICA で働く全員がミッションとビジョンを共有した上で、基礎的な能力を獲得し、また自律的に能力開発やキャリア形成を進められるよう支援する施策を強化しています。3 つ目の「健全な職場環境」という側面では、当法人の職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、安心して健康に働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

② ダイバーシティを体現する人材

育児・介護などと両立しやすい環境の整備

仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に向けて、休職・短時間勤務制度を設けるとともに、当事者がつながり支え合える体験を共有する場の提供なども推進しています。男性職員の育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、2023 年度以降、50%を超えています。これらについては、人事担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」で状況をモニタリングし、さらなる充実化を図っています。

JICA では、職員が国内外のさまざまな環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方を選択できるよう、転勤に支障がある職員向けに勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外勤務に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務により柔軟な働き方を支えています。

	2023 年度	2024 年度
育児休業取得率 ⁵		
・ 女性	61.0%	77.1%
・ 男性	57.9%	54.9%
勤務地限定認定者数	66 人	50 人
配偶者同伴休職取得者数	11 人	9 人
在宅勤務率（本邦／勤務日ベース）	19%	18%
自発的離職率（無期雇用者）	3.5%	4.6%

⁵ 無期雇用者に限定した場合、2024 年度は女性 94.3%、男性 70.5%になります。

多様な人材の活躍

女性の活躍推進に関して、JICA の女性管理職比率は 2024 年度末時点で 29.1%であり、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」で定めた 2026 年度末までに 27%以上にするとの目標を前倒しで達成しました。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポートなど、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。女性管理職比率の増加に伴い、男女の賃金格差は縮小していく見込みです。

また、ライフステージやジェンダーの多様性だけでなく、性的指向・ジェンダーアイデンティティ（SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity）の多様性にも対応した人事制度を整備しています。さらに、障害のある人の雇用機会の創出や、障害の有無に関わらず誰もが積極的に働きやすい環境づくりのため、障害者差別解消推進に関する対応要領に基づいた取組を行っています。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンや合理的配慮に係る研修等を行っている他、本部、国内拠点、海外拠点の各部署に相談体制を整備し、バリアフリー化にも取り組んでいます。

世界 96 カ国・地域に拠点を持つ JICA にとり、各海外拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員です。2024 年度にはグローバル拠点戦略課を設立し、現地スタッフの人材育成・研修の体系化を進めるとともに、現地スタッフの活躍を一層促進するための新たな人事制度の構築に着手しました。

さらに、シニアを含むすべての世代が活躍できる組織づくりを行っています。2023 年度から定年年齢を段階的に引き上げ、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を、若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化などへ最大限に生かしながら、活力を持って働き続けられるよう、制度設計を行っています。

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
女性比率 役員	30.8%	30.8%	30.8%
管理職 ⁶	23.2%	26.9%	29.1%
全体（全職制）	46.2%	47.5%	48.1%
在外職員（全職制）	36.3%	41.0%	41.6%

	2023 年度	2024 年度
男女間賃金格差 ⁷	81.8%	83.8%
障害者雇用率	2.5%	2.8%
年齢構成（全職制） 20 代	8.6%	9.0%
30 代	25.1%	24.5%
40 代	30.6%	29.9%
50 代	26.2%	27.1%
60 代以上	9.5%	9.7%

高まる人材流動性への対応

多様で複雑な開発課題に取り組むためには、さまざまな経歴を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不可欠です。社会人採用や有期職制の職員が早期に職場に馴染み活躍できるよう、組織横断的に新規入構者をサポートすべく、「オンボーディング」を推進しており、オリエンテーションやメンター制

⁶ 2026 年度末までに 27%以上を目標としています。

⁷ 男性の賃金水準を 100%とした場合の女性の賃金水準。

度、交流会などの支援メニューの拡充に取り組んでいます。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、2022 年度に有期雇用制度をいわゆるジョブ型へと大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた処遇設定などを整備したほか、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部採用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2023 年度	2024 年度
社会人採用比率	43.4%	43.7%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	40 人	37 人
入構オリエンテーション参加者数	313 人	292 人
内部登用者数	24 人	30 人

③ 学びと挑戦による成長支援

組織文化づくり

新たな価値の創出をリードできる人材を育成していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、30 歳ごろの到達を見込んだ基準人材像を基に、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。また、「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」の5つのアクションが職員一人一人の日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を評価基準に組み込んでいます。

国際協力のプロとしてのスキル獲得

JICA で働く上で必要となる基礎的な能力やスキルの獲得に向け、事業などの基礎知識を常時学べる「JICA アカデミー」や職階別研修、コアスキル研修などのプログラムを構築しています。また、データサイエンスを組織運営上の重要課題と捉え、2022 年度より当該分野の先進人材育成に向けたプログラムを策定しています。さらに、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外の現場に約3カ月間、国内拠点に2週間派遣するOJT（On the Job Training）を実施しており、2024 年度には計54人の新入職員を派遣しました。海外拠点への赴任の機会も入構後早期から設けています。

	2023 年度	2024 年度
職階別研修参加者数	450 人	547 人
コアスキル研修参加者数		
・ 国際マクロ経済・財務分析	75 人	75 人
・ プロジェクト管理	170 人	172 人
総合職職員入構5年以内在外赴任率 ⁸		
・ 新卒採用	89.7%	90.0%
・ 社会人採用	65.2%	65.5%

自律的な能力開発・キャリア形成支援

JICA では日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルティングの機会を通じ、一人一人の自律的な能力開発やキャリア形成を後押ししています。それを支える制度として、所

⁸ 母数に育児休業などの休職取得者も含む。

属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

JICA 外との「他流試合」も重視しており、省庁や民間企業、大学、自治体、国際機関などへ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度のほか、兼業制度も設けています。さらに、修士・博士号を取得するための長期研修制度や外国語習得、公的資格取得のための自己研鑽補助制度も設け、主体的な能力開発を支援しており、これらの取り組みを大幅に拡充・強化する方針です。

	2023 年度	2024 年度
10%共有ルール活用率	19.2%	20.3%
組織内公募ポスト数	107 ポスト	128 ポスト
出向者（送出）数 ⁹	86 人	88 人
実務経験型専門研修参加者数	2 人	1 人
兼業者数	109 人	120 人
海外長期研修派遣者数 ⁹	27 人	20 人

④ 健全な職場環境

労使関係と労務・健康管理

健全な労使関係を維持すべく、団体交渉や事務折衝に加え、理事長を含む役員と労働組合執行委員との直接対話も行っています。また、過重労働を防止し、業務効率の維持・向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。具体策として、PC のログオン・オフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月組織内で公開しています。

また JICA では、医療体制が整っていない開発途上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法定の健康診断、ストレスチェック、産業医による助言・指導、感染症予防に関する啓発等に加え、病気休暇・休職制度の整備や、円滑な職場復帰支援等の取り組みを行っています。

海外赴任に際しては、JICA 国際協力共済会によって赴任先での病気や怪我の治療費の補助、緊急移送等をサポートすると共に、赴任者全員に対し、研修を通じて海外での健康管理方法の指導を行っています。

	2023 年度	2024 年度
休暇平均取得日数（本邦） ¹⁰		
・ 年次有給休暇（20 日/年度付与）	13.57 日	13.47 日
・ 夏期休暇（7 日/年度付与）	6.39 日	6.45 日
ストレスチェック受検率	87.8%	86.9%
ラインケア研修受講者数（管理職向け）	277 人	427 人

ハラスメント防止・対応

JICA では、ハラスメント行為を就業規則で禁止し、その趣旨をガイドラインで明確にするとともに、理事長によるメッセージを発信しています。また、組織内外にハラスメント相談窓口を設置し、速やか

⁹ 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数。

¹⁰ 年度途中の採用者や有期および非常勤の雇用者は付与日数が異なる。

な事実確認を行い、その結果を踏まえ行為者への注意・指導および処分を含めた問題の解決を図っています。また、各種職階別研修や海外赴任前研修で注意喚起を行い、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

	2023 年度	2024 年度
ハラスメントに関する回答平均値 ¹¹	4.43	4.43

エンゲージメント

JICA で働く職員の声をくみ取り、改善へとつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年定点意識調査を実施しています。また、若手・中堅職員と役員が双方向でコミュニケーションを図る機会を設けています。今後もさらなるエンゲージメントの向上に向け、人的資本にまつわる各種施策の改善と強化に取り組んでいきます。

	2023 年度	2024 年度
自分は、JICA のビジョンに共感している ¹¹	4.23	4.24
JICA は、自分にとって働きがいのある組織である ¹¹	3.99	3.99
人事制度は、JICA のミッション・ビジョンの実現につながる制度である ¹¹	3.38	3.40

⑤ 開発協力人材の養成・確保

JICA では、学生や社会人向けに実務機会を提供する国内外でのインターンシッププログラムのほか、国際協力の現場で必要となる知識の習得を目指す能力強化研修など、幅広く開発協力人材の養成に資する機会を提供しています。

また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」は、JICA のみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、自治体、大学、民間企業、2,900 団体以上の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信しています。JICA 事業の現場や海外拠点で活躍する専門家や企画調査員、卓越した専門分野の知見を生かし事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託についても、PARTNER を活用して募集を行い、人材の確保に努めています。

¹¹ 定点意識調査（5段階回答）。平均値が高いほど賛同している度合いが高いと考えていることを示す。

2024 年度の実績

人材確保	国際協力専門員	特別嘱託	公募・推薦審査による専門家 (企画調査員は含まず)	
	118 人	42 人	524 人 ¹²	
人材養成	インターンシップ プログラム	ジュニア専門員	能力強化研修	専門家赴任前研修
	183 人	44 人	562 人	216 人
国際協力キャリア 総合情報サイ ト (PARTNER)	PARTNER 登録者数 (累計)	登録団体数 (累計)	求人、研修・ セミナー情報 提供件数	キャリア相談件数
	93,062 人	2,920 団体	4,140 件	356 件

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

① ガバナンス

JICA は、気候変動対策を含むサステナビリティを組織運営や事業の中で推進するため、副理事長兼最高サステナビリティ責任者 (CSO) を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、その審議結果は原則として経営理事会に付議しています。また、「JICA サステナビリティ方針」を踏まえ、CSO の下でサステナビリティ推進担当特命審議役及び企画部サステナビリティ推進室が組織横断的な統括を担うとともに、全部署・拠点に配置されたサステナビリティ推進責任者・担当者が具体的な取組を進めています。

事業においては、実施前の事前評価から実施段階でのモニタリング、終了後の事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリングや評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた開発効果の向上に努めています。また、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を回避または最小化し、持続可能な開発が行われるよう「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、審査部が運用を担当しています。異議の申し立てに関しては、「環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局」を設置しており、申し立ての内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。

組織運営においては、2004 年度より環境マネジメントシステムの本格的な運用を開始し、2013 年からは理事長を環境マネジメント最高責任者として、ISO14001¹³の基本的な考え方を踏まえつつ JICA 独自のシステムを運用しています。取り組みに当たっては、施設管理担当職員や全役職員を対象とした各種研修も実施しながら、組織全体の環境意識の向上に努めています。

② 戦略

JICA として目指すもの

国際社会において、気候変動への対応は喫緊の課題という認識が一層高まっています。なかでも開発途上国では、気象関連災害の頻発・激甚化、異常気象による食料難や水不足の発生、衛生環境の悪化、海面上昇や干ばつによる「気候難民」の増加など、多大な影響が生じています。気候変動には、ある一定のしきい値を超えると不可逆的な影響が一気に進行する転換点「ティッピング・ポイント」があり、これを超えないためには、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃までに抑える必要があ

¹² 公募・推薦審査による専門家（短期・長期）のうち 2024 年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家などは含まない。

¹³ 「ISO14001」の認証は 2013 年以降取得していません。

るとされています。

2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定にはこの「1.5℃目標」¹⁴が規定され、それを達成するため、2050 年に向けて温室効果ガス（GHG）排出量を実質ゼロにする「ネットゼロ目標」を表明する国・地域が増えています。そのような中、日本政府は2020年に「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言し、また、開発協力については2023年に改定された開発協力大綱に「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」という方針が掲げられました。これらを踏まえ、JICA は 2023 年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を策定し、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施すること」および「2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すこととしました。現在、全新規事業をパリ協定に整合させるための段階的な取組を進めるとともに、パリ協定の目標に貢献するための移行計画の策定に着手し、事業における気候変動対策の貢献や組織のカーボンニュートラル達成に向けた計画策定・実施を進めています。なかでも組織のカーボンニュートラルに関しては、夜間の一斉消灯、LED などの高効率照明器具の導入、グリーン購入法に基づいた環境物品などの調達を通して、GHG 排出削減に取り組むとともに、JICA で使用する電力を 2030 年までに再生可能エネルギー100%とすることを目指しています。

気候に関連するリスク

国際的なサステナビリティ開示基準（ISSB）を踏まえて 2025 年 3 月に制定された日本のサステナビリティ基準（SSBJ）では、気候に関連するリスクを、気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨や洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつ、海面上昇などの物理的な影響に伴う「物理リスク」と、気候変動対策関連の規制強化や脱炭素社会への移行に際して生じる「移行リスク」の 2 つに大別しています。JICA ではそれぞれのリスクが事業および組織へ与える影響を検討し、管理すべき具体的なリスクを整理・特定しています。今後も、内外環境の変化に応じて管理すべき具体的なリスクの見直しを行います。

¹⁴ パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力を追求するという目標。

リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理リスクが開発途上国の開発に与える影響	● 事業の開発効果の低減
移行リスクが事業および組織に与える影響	● 関連法令違反・訴訟など ● 炭素関連税制および炭素排出量報告義務化・強化への不十分な対応 ● 排出権取引および規制強化への不十分な対応 ● パリ協定や生物多様性条約などと整合しない技術の選択 ● 既存技術の有用性の低下、新規技術の未定着 ● 原材料の価格高騰・入手困難（支援の継続・展開困難） ● 組織に対する信頼の低下
物理リスク・移行リスクが金融・財務面などに与える影響	● 資金調達の困難化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理リスクが上記以外の事業・組織運営に与える影響	● 保有する施設の損害 ● JICA 関係者の感染症などの増加

気候に関連する機会

当法人は気候変動のリスクを持続可能な世界の実現に向けた新たな協働・共創の機会に転換できると考えています。例えば、開発途上国における気候変動への適応策や、カーボンニュートラル社会への移行（トランジション）に向けた取り組みの必要性が増大しています。このなかで、気候変動対策関連の政策づくりやそれらの実施、防災や農業などの気候変動への適応事業、エネルギーや公共交通など GHG 排出削減に資する質の高いインフラ投資などの協力の機会が広がってきています。加えて、世界的に気候変動への関心と取り組みが拡大しており、国内外の民間企業を含むさまざまなステークホルダーが開発課題の解決に力を注いでいます。JICA はこれまでの経験や知見を生かし、これらのステークホルダーとの共創をさらに促進し、持続可能な世界の実現に向けて貢献していきます。

③ 気候に関連するリスクの管理

当法人は、気候に関連するリスクを主要なリスクの一つとして、リスク管理の枠組みに組み込んでいます。内部統制担当理事を委員長とする「リスク管理委員会」では、気候に関連するリスクを含めたリスクの評価と対応に必要な事項を確認・検討しており、2024 年度も気候に関連するリスクの報告・審議を行いました。また、有償資金協力勘定の金融リスクについては、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」が管理しています。同委員会では、2023 年度より気候変動シナリオ分析によるリスクの把握を試行しています。2024 年度は「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」が公表するネットゼロシナリオ等の 2050 年までの複数のシナリオを活用し、気候変動が与える影響を信用リスク・市場リスクの観点から分析を行っており、今後も気候に関連するリスク管理の在り方を検討していきます。さらに、個別事業においては、環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定し解決できるよう、一定量を超える GHG の発生が見込まれる事業に関する GHG 総排出量の公表など、環境社会配慮ガイドラインを遵守するとともに、気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」を活用したハザードや暴露、脆弱性といった気候に関連するリスクの特定と評価を行い、対応策を検討しています。

2024 年度実施 のシナリオ分析概観 分析対象リスク	信用リスク、市場リスク
気候変動リスク	物理リスク、移行リスク
シナリオ	• NGFS ベースラインシナリオ • 現行政策シナリオ • 各国貢献（NDC）シナリオ • 移行遅延シナリオ • 2 度以下シナリオ • 2050 年ネットゼロシナリオ • 移行遅延・無秩序シナリオ
分析期間	2050 年まで

④ 指標と目標

日本政府は、2021 年に「2021 年から 2025 年までの 5 年間に、官民合わせて 6.5 兆円相当の気候変動に関する支援を実施すること」および「気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野の支援を強化していくこと」を表明しました。また同年、岸田総理大臣（当時）は、先進国が官民合わせて年間 1,000 億ドルを開発途上国の気候変動対策支援に動員する資金目標の達成に貢献していくため、「新たに今後 5 年間で最大 100 億ドルの追加支援を行う用意」があり、加えて「適応分野での支援を倍増し、今後 5 年間で官民合わせて約 148 億ドルの適応支援を実施していく」ことを表明しました。

さらに、2024 年に開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）では、「2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドル」の途上国支援目標が決定されました。

当法人は 2021 年に気候変動分野の課題別事業戦略として、JICA グローバル・アジェンダ「気候変動」を策定しました。様々な開発課題への取り組みと気候変動対策を両立させることで、パリ協定で合意された国際目標の達成と、持続可能で強靱な社会の構築に貢献することを目指し、下記の事業に関する指標と目標を設定しています。

指標	2023 年実績	2024 年実績 ¹⁵	目標値
気候変動に関する貢献 ¹⁶	2 兆 2,195 億円	6,954 億円 (1 兆 1,478 億円)	2025 年までに 1 兆円
適応策への貢献 ¹⁴	1,288 億円	931 億円 (1,850 億円)	2030 年までに倍増（2019 年比）（＝約 1,570 億円）
GHG 排出削減量 ¹⁷	約 151 万トン	約 139 万トン	2030 年までに 400 万トン/年へ

また、組織運営においては、本部（麹町・市ヶ谷・竹橋）および全国内拠点を対象に、組織の活動に伴う排出量に該当する Scope1（直接排出量）および Scope2（エネルギー由来の間接排出量）の計測・集計を行っています。環境負荷のさらなる低減に向け、「JICA サステナビリティ方針」では「2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すことを宣言しており、計画的に取り組みを強化していま

¹⁵ 2024 年の実績のとりまとめから、OECD が策定した国際基準に沿って、気候変動対策が主目的の案件については案件総額の 100%を、副次的目的の案件については案件総額の 50%を計上する方式を導入しました。なお、カッコ内は、従来通り副次的目的の案件も案件総額の 100%を計上した場合の実績です。

¹⁶ 有償資金協力（貸付や出資）の承諾額、無償資金協力の新規 G/A 締結額、技術協力の支出額です。

¹⁷ 当該暦年に新たに協力を行う事業の完成後に期待される年ごとの削減量の合計です。

す。

⑤ JICA の気候変動対策に関する主な取り組み

開発途上国の政策強化

多くの開発途上国では、パリ協定に規定された GHG の排出削減や気候変動への適応力を強化するための資金やノウハウが十分ではありません。

このため、当法人は各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上、そして制度の構築などを支援しています。2024 年度は 2,109 人の人材育成を行いました。また、フィリピン向けの気候変動対策に資する開発政策借款を承諾しました。

開発課題への対処と気候変動対策の推進の双方に貢献するプロジェクト

気候変動対策の推進には、持続可能な開発とのシナジーを最大化するとともに負の影響を最小化するアプローチが重要です。2024 年には、気候変動対策分野の協力実績は 6,954 億円、GHG 排出削減量は年間約 139 万トンを達成しています。例えば、2024 年度にはエクアドルにて地熱発電所の建設に向けた調査井掘削やエンジニアリング・サービスを対象としたチャチンビロ地熱開発事業（フェーズ I）やインドネシアにてジャカルタ首都圏都市高速鉄道東西線事業（フェーズ 1）などの GHG 排出削減効果が見込まれる円借款事業を承諾しました。

一方で、開発途上国にとり急務である適応策は、緩和策と適応策の両方に取り組む事業を含めても金額ベースで協力実績の約 3 割に留まるなど、適応策の支援拡充が引き続き重要です。このため、円借款での案件形成を強化するとともに、防災や水資源、農業などの分野で技術協力と無償資金協力の案件形成を一層推進します。また、2024 年 10 月には気候変動の影響が大きい農業・農村開発分野での気候変動対策の取組みの考え方を整理し、公表しました。

緑の気候基金等を通じた外部資金の活用

緑の気候基金（GCF : Green Climate Fund）は、開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間の基金です。当法人は 2017 年に日本で初めて GCF の認証機関として認定されており、現在、GCF の資金を活用して東ティモールとモルディブで協力を進めています。

気候変動に強靱な債務条項（Climate Resilient Debt Clause）

日本政府および JICA は、2024 年 11 月に開催された COP29 において、気候変動に脆弱な国々である太平洋島嶼国等を対象として、一定規模の台風または地震が発生した場合に、円借款の返済を最長 2 年間繰り延べる仕組みである「気候変動に強靱な債務条項」の 2 年間のパイロット・プログラムの開始を発表しました。パイロット終了後の時点で、本格導入の有無や制度の改変について改めて検討される予定です。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) コンプライアンス

当法人は、日本の ODA の実施機関として法令やルールの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることを目指し「JICA の行動理念（コンプライアンス・ポリシー）」を定めています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員や ODA 事業の関係者を対象とする規程やガイドラインを設けています。中でも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」及び「独立行政法人国際協力機構内部通報規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報等の各種制度やコンプライアンス委員会の設置を定めています。また、当法人の関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口を設置し、不正腐敗防止に取り組んでいます。

JICA 職員がフィリピン向け円借款「首都圏鉄道 3 号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報を漏洩した事案については、2024 年 11 月に検証委員会を設置しました。JICA では秘密情報の管理に関する研修強化など再発防止策を講じてきましたが、検証委員会による事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討の結果を踏まえ、必要な措置を講じていきます。

当法人のコンプライアンス・ポリシー

- 1 独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- 2 開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- 3 開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- 4 業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- 5 広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

(2) リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

(3) 金融リスク管理

概要

有償資金協力業務（円借款及び海外投融資）の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを伴います。JICA では一般の金融機関のリスク管理手法を参照の上、円借款債権等の適切な管理を実施しています。

具体的には、有償資金協力業務のリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置付け「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で有償資金協力勘定が

業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図ることを目的として定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務において、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

● 信用格付

JICA は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用する等、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者をソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っています。

● 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICA は一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程等を整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

● 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）等を織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

JICA の主要な資産である貸付金については、予め法令または業務方法書等で定められた方法により利率を決定しております。主要な負債である借入金及び債券については、市場金利に応じて利率を決定しております。長期にわたる固定金利貸付に起因する金利リスクについては、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、資産及び負債の総合的管理（Asset Liability Management、ALM）に基づいた適正な負債調達と政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備え等により、吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップ等を利用して、回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国の通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

JICA では、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債等の長期・安定的な資金調達を実施しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定する等、適切なリスク管理に努めております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当法人では、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正等により生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

(4) 事業の安全を確保する取り組み

様々な有事への対応

2024 年度は 4 月に発生したイランによるイスラエルへの攻撃を受けたイラン関係者の国外退避を始め、7～8 月のバングラデシュ騒擾への対応、10 月のパレスチナ関係者の国外退避、12 月のモザンビーク政情悪化・2025 年 1 月のコンゴ民主共和国暴動への対応、3 月の南スーダン関係者の国外退避等様々な有事に対応しました。いずれの有事でも関係者の安全を最優先とし、予備的な国外退避措置も含めて適切な対応を行いました。

海外渡航管理システムの運用開始

過去の有事対応の教訓を踏まえ、海外渡航管理システムを構築・導入しました。このシステムにより、当法人事業関係者の渡航情報の一元管理が可能となり、渡航情報の集約と確認作業が効率化されました。また、注意喚起の発信や安否確認も迅速に行うことが可能となりました。今後も、関係者からの意見を反映し、信頼性と利便性の高いシステムを目指します。

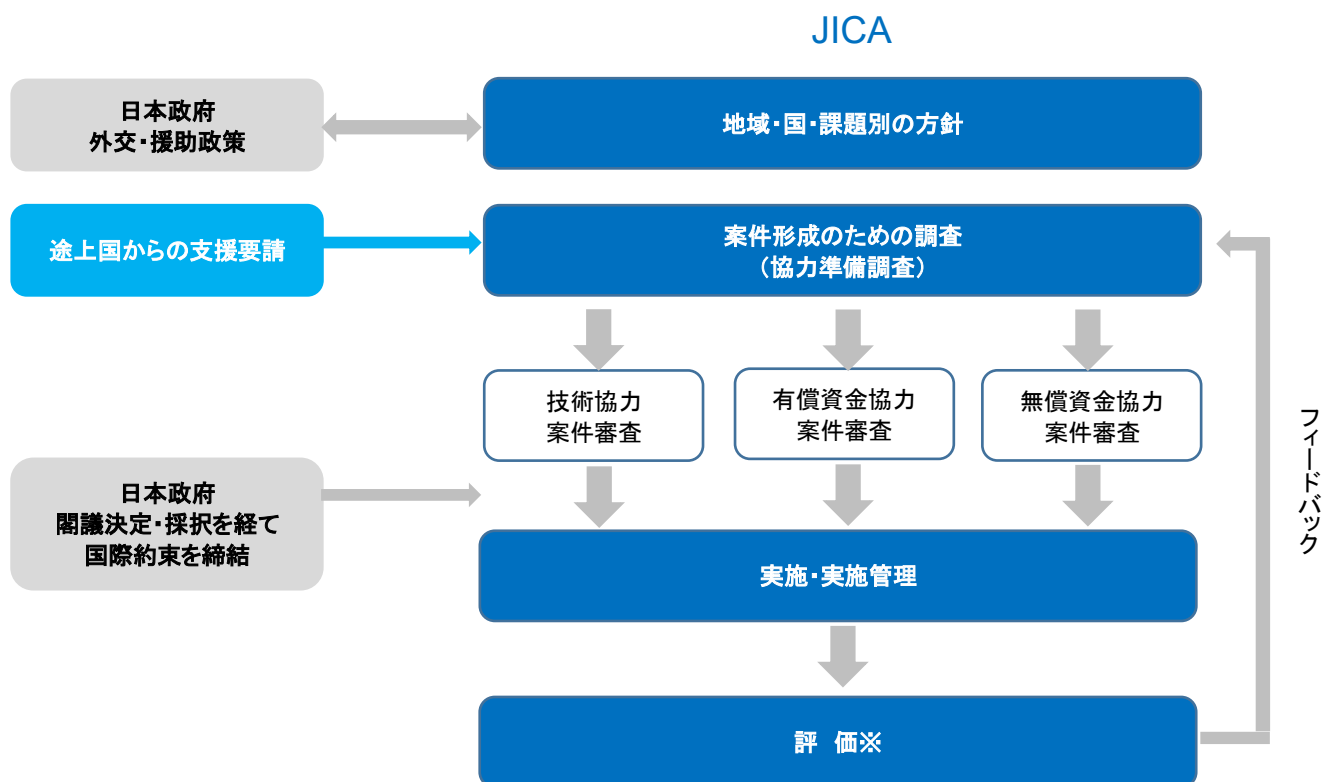
外部機関との連携、安全対策重点拠点の体制の強化

2024 年 11 月、当法人は国際連合安全保安局（United Nations Department of Safety and Security、以下「UNDSS」）との間で協力覚書を締結しました。署名は、東京の JICA 本部にて、国連のジル・ミシヨ一事務次長（UNDSS 長官）と宮崎桂 JICA 副理事長との間で行われました。今回の覚書により、治安情勢や安全管理方針等にかかる情報交換の他、有事の際の円滑な協働に向け、両組織間の連携がより一層強化されます。

機構内の取り組みとして、安全管理部は、脅威度やリスクが高い在外拠点を安全対策重点拠点（38 拠点、2025 年 4 月現在）として定めていますが、2024 年度は、それらの拠点に対して安全管理業務を担う職員等を配置する方針を決定しました。これにより、在外拠点における安全管理業務の平準化と、より一層の質の向上が可能となりました。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業の PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※当法人では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトの PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当法人の令和6年度における業務実績については、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

(2) 自己評価

当法人の令和5年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、[当法人の業務実績等報告書](#)及び[主務大臣評価](#)をご参照ください。

令和5年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト

単位：百万円

項目		自己評価	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
日本の国際協力の重点課題		S	A	113,710
No. 1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	A	A	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S	A	
No. 5	地域の重点取組	A	A	
No. 6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A	A	8,662
No. 7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	5,645
No. 8	多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	S	A	22,493
No. 9	事業実施基盤の強化	S	S	4,919
II. 業務運営の効率化に関する事項				
No. 10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	S	S	
No. 11	業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項				
No. 12	財務内容の改善に関する事項	B	B	
IV. 安全対策・工事安全に関する事項				
No. 13	安全対策・工事安全に関する事項	A	A	
V. その他業務運営に関する重要事項				
No. 14	内部統制	B	B	
No. 15	組織力強化に向けた人事	A	A	

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定 総務大臣決定））

(3) 主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

第 4 期中期目標期間					第 5 期中期目標期間				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
B	A	A	A	A	A	A	-	-	-

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定 総務大臣決定））

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金収入	167,141	167,141	
無償資金協力事業資金収入	-	113,493	注1
施設整備費補助金等収入	1,831	2,052	
事業収入	307	1,790	注4
受託収入	793	231	注2
寄附金収入	108	72	注2
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	338	注3
計	170,180	285,117	
支出			
業務経費	155,716	165,499	
無償資金協力事業費	-	113,493	注1
施設整備費	1,831	2,072	
受託経費	793	613	注2
寄附金事業費	108	72	注2
一般管理費	11,732	12,830	
計	170,180	294,579	

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。

注2 収入を充てる事業での投入が、当初計画より変更となったため。

注3 前中期目標期間繰越積立金に起因する支出が生じたため。

注4 消費税の還付金等によるもの。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

財務諸表の体系内の情報の流れを明示するため、表の間でつながりのある項目に「＊」を付しており、繋がりのある項目同士で共通の番号としています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（＊１）	225,370	運営費交付金債務	67,545
その他	27,185	無償資金協力事業資金	144,383
固定資産		その他	29,180
有形固定資産	40,327	固定負債	
無形固定資産	3,081	資産見返負債	8,703
投資その他の資産	17,549	退職給付引当金	13,473
		その他	470
		負債合計	263,753
		純資産の部（＊２）	
		資本金	
		政府出資金	61,152
		資本剰余金	△ 23,189
		利益剰余金	11,796
		純資産合計	49,759
資産合計	313,512	負債純資産合計	313,512

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	295,185
経常費用（＊３）	295,146
臨時損失（＊４）	39
その他行政コスト（＊５）	1,240
行政コスト合計	296,425

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（※ 3）	295,146
業務費	281,254
重点課題・地域事業関係費	88,878
国内連携・外国人材受入等事業関係費	19,054
間接業務費	43,798
無償資金協力事業費	113,493
その他	16,031
一般管理費	13,495
その他	397
経常収益	290,907
運営費交付金収益	170,284
無償資金協力事業資金収入	113,493
その他	7,131
臨時損失（※ 4）	39
臨時利益	66
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,272
当期総利益（※ 6）	1,060

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	61,152	△24,729	16,008	52,431
当期変動額	-	1,540	△ 4,212	△ 2,672
その他行政コスト（※ 5）	-	△ 1,240	-	△ 1,240
当期総利益（※ 6）	-	-	1,060	1,060
その他	-	2,780	△ 5,272	△ 2,492
当期末残高（※ 2）	61,152	△ 23,189	11,796	49,759

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,868
事業支出	△ 151,977
無償資金協力事業費支出	△ 114,603
人件費支出	△ 18,684
運営費交付金収入	167,141
無償資金協力事業資金収入	101,269
その他収入・支出	985
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,348
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 68
資金に係る換算差額	△ 347
資金増加額（又は△減少額）	△ 30,631
資金期首残高	237,001
資金期末残高（＊７）	206,370

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（＊７）	206,370
定期預金	19,000
現金及び預金（＊１）	225,370

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和6年度末現在の資産合計は313,512百万円と、前年度末比18,152百万円減となっております。これは、現金及び預金の17,821百万円減が主な要因です。

(負債)

令和6年度末現在の負債合計は263,753百万円と、前年度末比15,481百万円減となっております。これは、無償資金協力事業資金の12,280百万円減が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和6年度の行政コストは296,425百万円であり、主な内訳は損益計算書上の費用295,185百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和6年度の経常費用は295,146百万円と、前年度比22,110百万円減となっております。これは、無償資金協力事業費の36,585百万円減が主な要因です。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は290,907百万円と、前年度比23,294百万円減となっております。これは、運営費交付金収益の13,017百万円増及び無償資金協力事業資金収入の36,585百万円減が主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損失として固定資産除却損37百万円、固定資産売却損2百万円、臨時利益として資産見返負債戻入39百万円、固定資産売却益27百万円と前中期目標期間繰越積立金取崩額として5,272百万円をそれぞれ計上した結果、令和6年度の当期総利益は1,060百万円と、前年度比3,595百万円減となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和6年度末の純資産は49,759百万円と、前年度末比2,672百万円減となっております。これは、資本剰余金の1,540百万円増と利益剰余金の4,212百万円減が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△15,868百万円と、前年度比43,700百万円増となっております。これは、無償資金協力事業費支出の40,151百万円減、運営費交付金収入の6,133百

万円の減、無償資金協力事業資金収入の 12,433 百万円増が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 6 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△14,348 百万円と、前年度比 12,698 百万円減となっております。これは、定期預金の預入による支出の 559,200 百万円増と定期預金の払戻による収入の 546,390 百万円増が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 6 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△68 百万円と、前年度比 29 百万円増となっております。これは、リース債務の返済による支出の 29 百万円減が主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制強化に貢献した主要な取組、内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の開催状況）をモニタリングするとともに、内部統制上の重要課題を明確化し、理事会に対して報告しています。加えて、内部統制をテーマとした研修を実施し、全役職員等の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務
（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）

(3) 主務大臣

外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和7年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和7年3月31日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2

東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階

筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6

東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5

横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール（オフィス棟）4 階

中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7

関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2

中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1

四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階

九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1

二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15

インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ

マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール

フィリピン事務所：フィリピン マニラ

タイ事務所：タイ バンコク

カンボジア事務所：カンボジア プノンペン

ラオス事務所：ラオス ビエンチャン

東ティモール事務所：東ティモール デイリ

ベトナム事務所：ベトナム ハノイ

ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン

中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京

モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル

ブータン事務所：ブータン ティンプー

バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ

インド事務所：インド ニューデリー

ネパール事務所：ネパール カトマンズ

パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード

スリランカ事務所：スリランカ コロンボ

アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール

キルギス事務所：キルギス ビシュケク

タジキスタン事務所：タジキスタン ドゥシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール
キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマッラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ

カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
 コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン
 マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 ウクライナ事務所：ウクライナ キーウ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 関連公益法人等の情報

当法人の関連公益法人等は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	377,745	356,612	386,578	331,664	313,512
負債	324,866	233,851	330,619	279,234	263,753
純資産	52,879	122,761	55,959	52,431	49,759
行政コスト	164,246	228,814	266,817	318,563	296,425
経常費用	163,010	227,084	265,331	317,256	295,146
経常収益	163,642	273,693	218,791	314,201	290,907
当期総利益	1,615	71,734	2,675	4,655	1,060

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金収入	147,843
施設整備費補助金等収入	537
事業収入	316
受託収入	619
寄附金収入	376
その他の収入	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-
計	149,691
支出	
業務経費	135,780
(うち特別業務費を除いた業務経費)	134,900
施設整備費	537
受託経費	619
寄附金事業費	376
一般管理費	12,378
計	149,691

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	152,201
業務経費	136,779
(うち特別業務費を除いた業務経費)	135,899
受託経費	619
寄附金事業費	376
一般管理費	13,407
減価償却費	1,021
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	
経常収益	152,201
運営費交付金収益	147,763
事業収入	308
受託収入	619
寄附金収入	376
資産見返負債戻入	1,021
賞与引当金見返に係る収益	1,206
退職給付引当金見返に係る収益	901
財務収益	8
受取利息	8
その他の収入	-
臨時収益	-
純利益 (△純損失)	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益 (△総損失)	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	176,461
業務活動による支出	149,074
業務経費	135,780
(うち特別業務費を除いた業務経費)	134,900
受託経費	619
寄附金事業費	376
一般管理費	12,298
投資活動による支出	617
固定資産の取得による支出	617
財務活動による支出	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-
国庫納付金による支払額	-
翌年度への繰越金	26,771
資金収入	176,461
業務活動による収入	149,154
運営費交付金による収入	147,843
事業収入	316
受託収入	619
寄附金収入	376
その他の収入	-
投資活動による収入	544
施設整備費補助金による収入	537
固定資産の売却による収入	-
貸付金の回収による収入	7
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	26,764

詳細については、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：長期貸付金、差入保証金、退職給付引当金見返等

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

無償資金協力事業資金：機構法第 35 条により交付を受けた資金

資産見返負債：取得した固定資産または棚卸資産（資本剰余金で整理したものを除く。）を整理するもの

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、計上するもの

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の純資産

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費及び組織運営に必要な経費

運営費交付金収益：運営費交付金債務を収益化した額

無償資金協力事業資金収入：機構法第 35 条資金を収益化した額

臨時損失：固定資産の除売却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金を財源とした費用が発生した場合にその見合額を整理するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

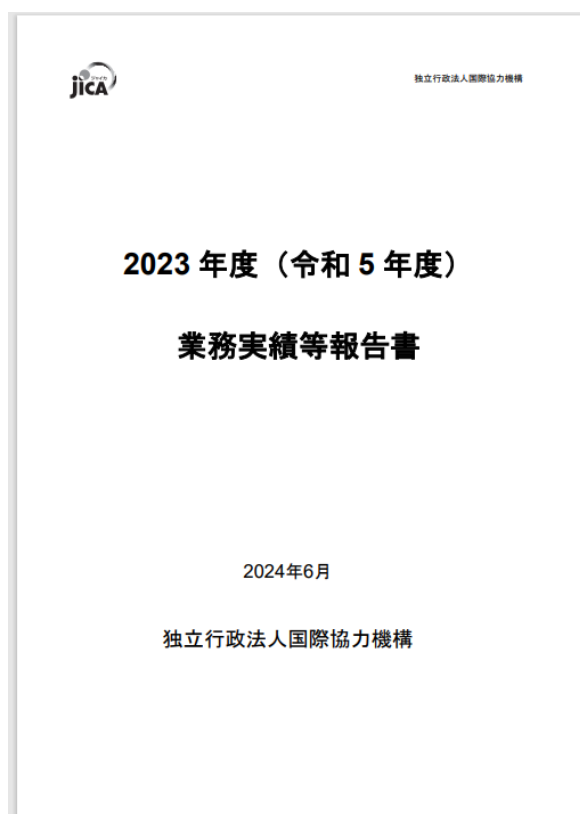
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、国庫納付金の支出等が該当
資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/disc/jisseki/index.html>)



こちらの QR コードからもご確認いただけます。



ii 国際協力機構統合報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

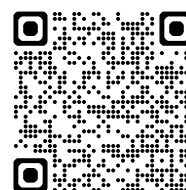


JICA
REPORT 2024

統合報告書



こちらの QR コードからもご確認いただけます。



法人種別・名称	(関連公益法人等)		(関連公益法人等)	
	公益社団法人青年海外協力協会 法人番号： 8010005019069		公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター 法人番号： 2430005010478	
事項				
業務概要	(1) 開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 (2) 災害復興支援及び、平和構築に関する事業 (3) 国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 (4) 多文化共生社会づくり支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 (5) 地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア、児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を運営する事業 イ、老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ③就労支援事業のための農業生産・加工・販売、農作業の受託に関する事業 ④人材の養成及び研修 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		(1) 国際交流の推進 (2) 国際相互理解の推進 (3) 国際協力の推進 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
役員氏名	役員数 7名 代表理事・会長 雄谷 良成		役員数 26名 会長 辻 泰弘	
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公社)青年海外協力協会 (業務委託)		(独)国際協力機構 → (公社)北海道国際交流・協力総合センター (業務委託)	
資産	4,397,472,443 円		573,753,912 円	
負債	2,260,294,081 円		28,681,035 円	
(正味財産増減計算書)				
正味財産期首残高	2,030,594,773 円		541,353,031 円	
当期正味財産増減額				
一般正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 101,781,181 円		・受取補助金等 88,033,177 円	
・その他の収益	・その他の収益 3,779,756,335 円		・その他の収益 84,319,299 円	
○費用	○費用 3,847,167,637 円		○費用 174,001,493 円	
指定正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 72,213,710 円		・受取補助金等 0 円	
・その他の収益	・その他の収益 0 円		・その他の収益 5,368,863 円	
○費用	○費用 0 円		○費用 0 円	
正味財産期末残高	2,137,178,362 円		545,072,877 円	
(活動計算書)				
正味財産期首残高	-		-	
当期収入合計額	-		-	
当期支出合計額	-		-	
当期収支差額	-		-	
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細	該当なし		該当なし	
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 384,122,153 円 未収入金： 該当なし		該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 3,746,064,344 円 (うち当機構取引額 1,560,535,403 円 41.7%) 競争契約 (1,257,731,686 円 80.6%) 企画競争・公募 (302,764,567 円 19.4%) 競争性のない随意契約 (16,200 円 0.0%) その他 (22,950 円 0.0%)		総事業収入 65,473,884 円 (うち当機構取引額 34,003,127 円 51.9%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (33,136,896 円 97.5%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (866,231 円 2.5%)	

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		(関連公益法人等)	
事項	公益財団法人海外日系人協会 法人番号： 6020005010243		公益財団法人北九州国際技術協力協会 法人番号： 8290805008210	
業務概要	(1) 海外・国内日系諸団体と提携し、又は単独で日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援並びに促進 (2) 国際協力事業並びに国際交流事業の実施に関する協力 (3) 地方自治体並びに国際交流団体等との連携 (4) 国際協力事業並びに国際交流事業の活動に関する調査研究及び知識の内外への普及 (5) 移住及び企業進出に関する情報の提供と連携 (6) 海外日系人センターの設立及び運営 (7) 日系人に対する・あるいは日系人に関する各種相談及び斡旋 (8) 日本事情の対外広報及び啓発 (9) 海外日系人大会の開催 (10) 外国からの投資、外国への投資、企業に関する啓発 (11) その他公益目的を達成するに必要な事業		(1) 必要な調査研究、教育カリキュラムの開発、研修プログラムの設定・実施、専門家派遣および海外技術移転の支援 (2) 国際親善を深めるための事業の企画・実施 (3) その他、この財団の目的を達成するための事業の企画・実施	
役員氏名	役員数 17名 代表理事・会長 村井 嘉浩		役員数 11名 理事長 山本 郁也	
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)海外日系人協会 (業務委託)		(独)国際協力機構 → (公財)北九州国際技術協力協会 (業務委託)	
資産	189,993,193 円		611,300,732 円	
負債	122,877,270 円		22,635,251 円	
(正味財産増減計算書)				
正味財産期首残高	59,057,772 円		612,576,653 円	
当期正味財産増減額				
一般正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等	0 円	・受取補助金等	32,700,000 円
・その他の収益	・その他の収益	408,787,554 円	・その他の収益	128,725,984 円
○費用	○費用	398,734,903 円	○費用	185,337,156 円
指定正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等	0 円	・受取補助金等	0 円
・その他の収益	・その他の収益	1,000,000 円	・その他の収益	0 円
○費用	○費用	2,994,500 円	○費用	0 円
正味財産期末残高	67,115,923 円		588,665,481 円	
(活動計算書)				
正味財産期首残高	-		-	
当期収入合計額	-		-	
当期支出合計額	-		-	
当期収支差額	-		-	
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細	該当なし		該当なし	
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 19,682,586 円 未収入金： 該当なし		該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 395,186,444 円 (うち当機構取引額 218,275,452 円 55.2%) 競争契約 (81,260,605 円 37.2%) 企画競争・公募 (27,131,030 円 12.4%) 競争性のない随意契約 (109,868,017 円 50.3%) その他 (15,800 円 0.0%)		総事業収入 123,226,420 円 (うち当機構取引額 105,390,644 円 85.5%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (105,390,644 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		(関連公益法人等)	
事項	公益財団法人国際医療技術財団 法人番号： 4010005016318		公益財団法人国際民商事法センター 法人番号： 4010405000210	
業務概要	(1) 海外の医療技術分野の専門家等の研修 (2) 我が国の医療技術並びにその関連分野の専門家等の海外派遣 (3) 内外の医療関連団体との国際協力活動 (4) 内外医療技術の調査研究及び啓発事業 (5) 災害医療事業 (6) その他この法人の目的達成に必要な事業		(1) アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助 (2) 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助 (3) 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助 (4) 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助 (5) 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの頒布 (6) 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力 (7) その他目的を達成するために必要な事業	
役員氏名	役員数 15名 代表理事・会長 林 茂樹		役員数 10名 代表理事・会長 中村 邦晴 理事 小川 郷太郎 (元国際協力機構 総務部長)	
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)国際医療技術財団 (業務委託)		(独)国際協力機構 → (公財)国際民商事法センター (業務委託)	
資産	50,627,962 円		147,499,903 円	
負債	23,427,870 円		7,137,796 円	
(正味財産増減計算書)				
正味財産期首残高	34,589,168 円		137,351,770 円	
当期正味財産増減額				
一般正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等	1,298,478 円	・受取補助金等	0 円
・その他の収益	・その他の収益	70,873,252 円	・その他の収益	78,965,687 円
○費用	○費用	72,720,736 円	○費用	75,955,350 円
指定正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等	0 円	・受取補助金等	0 円
・その他の収益	・その他の収益	0 円	・その他の収益	0 円
○費用	○費用	6,840,070 円	○費用	0 円
正味財産期末残高	27,200,092 円		140,362,107 円	
(活動計算書)				
正味財産期首残高	-		-	
当期収入合計額	-		-	
当期支出合計額	-		-	
当期収支差額	-		-	
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛却、寄附等の明細	該当なし		該当なし	
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし		未払金： 35,243,716 円 未収入金： 該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入	50,294,885 円	総事業収入	60,605,487 円
	(うち当機構取引額	32,787,554 円 65.2 %)	(うち当機構取引額	60,605,487 円 100.0 %)
	競争契約	(0 円 0.0 %)	競争契約	(0 円 0.0 %)
	企画競争・公募	(32,787,554 円 100.0 %)	企画競争・公募	(0 円 0.0 %)
	競争性のない随意契約	(0 円 0.0 %)	競争性のない随意契約	(60,605,487 円 100.0 %)
	その他	(0 円 0.0 %)	その他	(0 円 0.0 %)

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
	公益財団法人太平洋人材交流センター 法人番号： 6120005014556	一般社団法人海外農業開発協会 法人番号： 7010405010396
業務概要	(1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業 (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業 (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業 (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究 (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言 (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言 (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力 (4) 海外農業開発協力に関する調査研究 (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供 (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施 (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保 (8) 外国人技能実習生受入れ事業 (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 19名 代表理事・会長 大坪 清	役員数 9名 代表理事 豊原 秀和
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)太平洋人材交流センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)海外農業開発協会 (業務委託)
資産	4,144,851,867 円	90,777,000 円
負債	83,573,655 円	31,579,851 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	4,177,754,492 円	28,462,596 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 131,450,469 円	・その他の収益 160,575,193 円
○費用	○費用 247,926,749 円	○費用 129,840,640 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	4,061,278,212 円	59,197,149 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 21,747,348 円 未収入金： 該当なし	未払金： 3,709,280 円 未収入金： 8,186,513 円
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 54,024,199 円 (うち当機構取引額 42,221,536 円 78.2 %) 競争契約 (21,747,348 円 51.5 %) 企画競争・公募 (20,474,188 円 48.5 %) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0 %) その他 (0 円 0.0 %)	総事業収入 158,863,714 円 (うち当機構取引額 154,370,551 円 97.2 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (143,772,151 円 93.1 %) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0 %) その他 (10,598,400 円 6.9 %)

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(関連公益法人等)			(関連公益法人等)		
	一般社団法人協力隊を育てる会 法人番号： 1011005002153			一般社団法人滝川国際交流協会 法人番号： 2430005007375		
業務概要	(1) 協力隊等の活動に関する普及啓発と理解促進に関する事業 (2) 協力隊等への参加促進に関する事業 (3) 協力隊等の現地活動支援に関する事業 (4) 協力隊等の経験を社会に還元するための事業 (5) 市民ボランティア等と連携した社会貢献事業 (6) 職業紹介事業および労働者派遣事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業			(1) 国際交流に関する事業 (2) 国際協力に関する事業 (3) 国際理解に関する事業 (4) 多文化共生の推進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
役員氏名	役員数 17名 会長・代表理事 明石 要一 理事 武下 悌治 (元国際協力機構 青年海外協力隊事務局長)			役員数 21名 会長 水口 典一		
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)協力隊を育てる会 (業務委託)			(独)国際協力機構 → (一社)滝川国際交流協会 (業務委託)		
資産	66,110,760 円			53,532,047 円		
負債	13,174,835 円			5,295,802 円		
(正味財産増減計算書)						
正味財産期首残高	40,102,906 円			49,764,587 円		
当期正味財産増減額						
一般正味財産増減の部						
○収益	○収益			○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	3,000,000 円		・受取補助金等	4,150,000 円	
・その他の収益	・その他の収益	145,631,583 円		・その他の収益	35,849,148 円	
○費用	○費用	135,798,564 円		○費用	41,527,490 円	
指定正味財産増減の部						
○収益	○収益			○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等	0 円		・受取補助金等	0 円	
・その他の収益	・その他の収益	0 円		・その他の収益	0 円	
○費用	○費用	0 円		○費用	0 円	
正味財産期末残高	52,935,925 円			48,236,245 円		
(活動計算書)						
正味財産期首残高	-			-		
当期収入合計額	-			-		
当期支出合計額	-			-		
当期収支差額	-			-		
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛出、寄附等の明細	該当なし			該当なし		
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 25,287,128 円 未収入金： 該当なし			該当なし		
債務保証の明細	該当なし			該当なし		
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入	138,136,034 円		総事業収入	33,719,902 円	
	(うち当機構取引額	122,356,442 円	88.6 %)	(うち当機構取引額	26,960,658 円	80.0 %)
	競争契約	(118,732,426 円	97.0 %)	競争契約	(0 円	0.0 %)
	企画競争・公募	(0 円	0.0 %)	企画競争・公募	(26,960,658 円	100.0 %)
	競争性のない随意契約	(2,030,366 円	1.7 %)	競争性のない随意契約	(0 円	0.0 %)
	その他	(1,593,650 円	1.3 %)	その他	(0 円	0.0 %)

法人種別・名称 事項	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
	一般社団法人とかち地域活性化支援機構 法人番号： 1460105002142	一般財団法人国際開発機構 法人番号： 7010405009018
業務概要	(1) 地域の課題解決に関する事業 (2) 地域の活性化に関する事業 (3) 地域企業の社員教育および人材採用活動、インターンシップに関する事業 (4) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業 (5) 各種業務の請負業務 (6) 各種機器等のレンタル業務 (7) 食料品の製造、販売 (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	(1) 国際開発に関する人材育成事業 (2) 国際開発及び援助政策に関する調査研究 (3) 国際開発に関する高等教育への協力 (4) 海外における技術協力等に関する事業 (5) 国際開発に資する民間企業活動への協力 (6) 国際開発に関する情報の発信、啓発及び広報 (7) 前各号の事業からの知見を活用した国内事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 11名 理事長 松本 健春	役員数 7名 理事長 杉下 恒夫
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)とかち地域活性化支援機構 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一財)国際開発機構 (業務委託)
資産	16,461,010 円	614,430,257 円
負債	21,434,429 円	45,839,325 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	△ 4,194,844 円	616,431,229 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 1,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 52,124,466 円	・その他の収益 193,314,466 円
○費用	○費用 52,903,041 円	○費用 242,154,763 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	△ 4,973,419 円	568,590,932 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛却、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 1,099,000 円 未収入金： 489,745 円	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 52,086,094 円 (うち当機構取引額 26,837,543 円 51.5 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (24,781,884 円 92.3 %) 競争性のない随意契約 (2,038,554 円 7.6 %) その他 (17,105 円 0.1 %)	総事業収入 190,958,701 円 (うち当機構取引額 174,399,834 円 91.3 %) 競争契約 (19,719,790 円 11.3 %) 企画競争・公募 (148,891,181 円 85.4 %) 競争性のない随意契約 (678,858 円 0.4 %) その他 (5,110,005 円 2.9 %)

(注) 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号： 4010405010523	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構 法人番号： 9010005004920
業務概要	(1) プロジェクト調査研究事業 ① 世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ② 海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2) 国際協力支援事業 ① 臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ② 世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3) 国際交流・広報事業 ① 臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ② 世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③ 内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1) 日本とアジア太平洋等諸外国間の教育・科学技術・経済・産業等に係わる諸問題の調査・分析、及び提言 (2) 前項のテーマに係わるプロジェクト及びコンサルティングの実施 (3) 各国の政府関係者、研究者等と日本側関係者との、共同研究、セミナー等による交流 (4) 各国から日本への留学生・研修生の受入、及び日本から各国への派遣に対する支援 (5) 前項留学生・研修生の職能育成、及び雇用機会提供のための職業紹介事業 (6) その他これに関連する事項
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一	役員数 16名 理事長 所澤 光
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一財)国際臨海開発研究センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)アジア科学教育経済発展機構 (業務委託)
資産	2,205,715,918 円	370,200,218 円
負債	203,832,677 円	48,965,397 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,984,691,951 円	-
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 953,090,677 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 935,899,387 円	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 0 円	○費用 -
正味財産期末残高	2,001,883,241 円	321,234,821 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	313,409,385 円
当期収入合計額	-	323,009,014 円
当期支出合計額	-	315,183,578 円
当期収支差額	-	7,825,436 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 106,635,674 円 未収入金： 該当なし	未払金： 55,325,208 円 未収入金： 153,700 円
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 942,041,620 円 (うち当機構取引額 640,602,894 円 68.0 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (626,959,924 円 97.9 %) 競争性のない随意契約 (13,642,970 円 2.1 %) その他 (0 円 0.0 %)	総事業収入 322,948,210 円 (うち当機構取引額 230,163,202 円 71.3 %) 競争契約 (79,184,208 円 34.4 %) 企画競争・公募 (150,978,994 円 65.6 %) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0 %) その他 (0 円 0.0 %)

(注) 1 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。

2 上記金額は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
		特定非営利活動法人ACE 法人番号：6010505001453	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク 法人番号：2050005002019
業務概要		(1) 子どもの権利を尊重する人と組織を増やし、子どもの権利の実現をめざす「子どもの権利推進事業」 (2) 社会課題に関して広報し、参画を促進して活動をともに創る「エンゲージメント事業」 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 国際協力の活動に係わる事業 ①小規模農家への支援として、畑作、稲作、野菜栽培、農機具改良開発、灌漑などの適正技術の開発に関連する事業を行う ②小規模農家に対する農業技術の情報収集と提供 ③地域農業事情の調査及び適正技術開発研究 ④地域住民の人材育成及び技術支援 ⑤日本及び現地における研修活動 ⑥人材派遣等への支援 (2) 経済活動の活性化を図る活動に係わる事業 ①適正な農業技術を通して参加型地域農村開発協力への協力 ②現地農業協同組合等に対して農民の参画事業に対する協力 ③農民への適正な農業技術の研修活動への協力 (3) 学術の振興を図る活動に係わる事業 ①地域小規模農家の適正技術の開発、調査、研究 ②日本の農民、学生及び国際協力に携わる専門家等との交流事業 ③大学、研究機関等に対する協力支援
役員氏名		役員数 14名 代表理事 尾上 由香	役員数 7名 会長 桜井 文海 理事 永井 和夫 (元国際協力機構 筑波国際センター所長) 理事 西村 美彦 (元国際協力機構 筑波国際センター課長代理) 監事 美馬 巨人 (元国際協力機構 ナイジェリア事務所長)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図		(独)国際協力機構 → (特非)ACE (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)国際農民参加型技術ネットワーク (業務委託)
資産		143,888,837 円	59,394,360 円
負債		67,523,815 円	35,250,534 円
(正味財産増減計算書)			
正味財産期首残高		-	-
当期正味財産増減額			
一般正味財産増減の部			
○収益	○収益		○収益
・受取補助金等	・受取補助金等	-	・受取補助金等
・その他の収益	・その他の収益	-	・その他の収益
○費用	○費用	-	○費用
指定正味財産増減の部			
○収益	○収益		○収益
・受取補助金等	・受取補助金等	-	・受取補助金等
・その他の収益	・その他の収益	-	・その他の収益
○費用	○費用	-	○費用
正味財産期末残高		76,365,022 円	24,143,826 円
(活動計算書)			
正味財産期首残高		36,075,911 円	20,035,187 円
当期収入合計額		263,961,817 円	101,511,358 円
当期支出合計額		223,672,706 円	97,402,719 円
当期収支差額		40,289,111 円	4,108,639 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細		該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細		該当なし	未払金：19,400 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)		総事業収入 90,270,545 円 (うち当機構取引額 66,527,038 円 73.7 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (55,744,583 円 83.8 %) 競争性のない随意契約 (10,524,440 円 15.8 %) その他 (258,015 円 0.4 %)	総事業収入 101,206,429 円 (うち当機構取引額 88,493,028 円 87.4 %) 競争契約 (0 円 0.0 %) 企画競争・公募 (88,219,348 円 99.7 %) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0 %) その他 (273,680 円 0.3 %)

(注) 1 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。

2 上記金額は令和5年9月1日から令和6年8月31日までの期間の金額である。

(注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。

法人種別・名称 事項	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
	特定非営利活動法人レキオウィングス 法人番号： 1360005004216	ファーマーズ協同組合 法人番号： 5470005003657
業務概要	(1) 特定非営利活動に係る事業 ①国際協力事業 ②国際交流事業 ③人材育成に関する事業 ④文化・スポーツ・教育・学術交流に関する事業 ⑤沖縄の地域おこしに関する事業 ⑥社会的弱者の擁護及び平和を推進する事業 ⑦その他目的を達成するために必要な事業 (2) その他の事業 ①物品等販売事業	(1) 組合員の取り扱う農業用資材等の共同購買 (2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業 (3) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業 (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (5) 組合員の福利厚生に関する事業 (6) 無料職業紹介に関する事業 (7) 前各号の事業に附帯する事業
役員氏名	役員数 7名 理事長 安和 朝忠	役員数 12名 代表理事 近藤 隆
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)レキオウィングス (業務委託)	(独)国際協力機構 → ファーマーズ(協組) (業務委託)
資産	19,254,003 円	85,803,824 円
負債	391,918 円	69,998,713 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	-	
当期正味財産増減額		
一般正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -	・その他の収益 -
○費用	○費用 -	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -	・その他の収益 -
○費用	○費用 -	○費用 -
正味財産期末残高	18,862,085 円	15,805,111 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	17,756,833 円	-
当期収入合計額	35,199,788 円	-
当期支出合計額	34,094,536 円	-
当期収支差額	1,105,252 円	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛却、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 34,876,053 円 (うち当機構取引額 34,876,053 円 100.0%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (34,876,053 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 99,799,193 円 (うち当機構取引額 34,953,551 円 35.0%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (29,515,813 円 84.4%) 競争性のない随意契約 (5,437,738 円 15.6%) その他 (0 円 0.0%)

(注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計画書を作成している。